

谷山第三地区土地区画整理事業の流れ

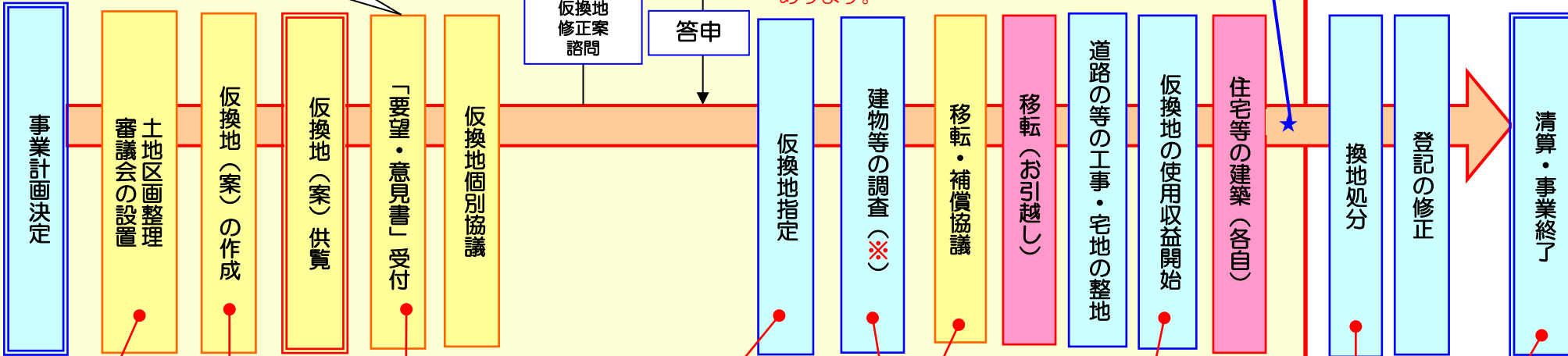
平成23年度～令和13年度（予定）

全体工事 概成
(令和13年度末) 予定

令和15年度
(予定)

工事の進捗にあわせて行いますので、交渉に何うまでに時間がかかる場合があります。

※建物調査は、時期が前後することもあります。



関係者の皆さん中から選ばれた代表及び学識経験者により構成されます

新しく定められる土地（換地）の位置などの設計案を策定します

「要望・意見書」を参考に、仮換地（案）の調整、修正を行った上で、権利者の方々との直接協議に入ります。皆様の要望は、可能な限り配慮いたしますが、内容によっては反映できない場合もあります。

仮換地協議、土地区画整理審議会への諮問を経て、市から権利者の方に「仮換地指定通知書」をお送りします。この通知により、権利者の仮換地が正式に確定します。（行政処分）※登記は修正されません

従前の宅地上の建物について、移転をお願いする時期になりましたら、建物所有者との協議に入ります。なお、移転に要する費用や移転に伴って生じる損害等は、基準に基づき、市が補償します。※移転の工法などは、この協議の中でお話しします。

仮換地先の電気、水道等の整備が終了し、宅地として利用できるようになった時点で、仮換地の使用収益が開始できます。

全体の工事終了後、地区内の測量や換地計画の作成、認可等の手続きを経て、「換地処分」を行います。換地処分によって、「仮換地」が「換地」に変わるとともに、清算金が確定します。